

認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームみしょうの里 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人御荘福祉施設協会が設置するグループホームみしょうの里（以下「事業所」という。）において実施する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者及び介護職員（以下「従業者」という。）が、認知症の症状を伴う要介護状態及び要支援状態の利用者に対して、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、認知症の症状によって自立した日常生活が困難となった利用者が家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等、必要な援助を行うものとする。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、認知症によって自立した生活が困難になった利用者が家庭時な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練等、必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の認知症状の進行の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、連携する介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努める。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。
- 6 前5項のほか、「愛南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「愛南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に定める内容（以下「条例基準」という。）を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム みしょうの里
- (2) 所在地 南宇和郡 愛南町 満倉 2301 番地 1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 1名
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。
- (3) 介護従業者 8名以上

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、18名とする。

内訳 1ユニット 9名
2ユニット 9名

(利用者の生活時間)

第6条 利用者の生活サイクルに応じた1日の生活時間帯は、次のとおりとする。

日中の時間帯 7:00～19:00
夜間及び深夜の時間帯 19:00～ 7:00

(指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 第8条の介護計画の作成

(2) 日常生活の援助

日常生活動作の能力に応じて必要な援助を行う。

ア 移動の介護
イ 養護(静養)
ウ その他必要な介護

(3) 健康のチェック

血圧測定、利用者の全身状態の把握等を行う。

(4) 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種訓練を行う。

ア 運動機能回復訓練
イ 口腔機能回復訓練
ウ レクリエーション
エ グループ活動
オ 行事活動
カ 園芸活動
キ 趣味活動
ク 地域活動への参加

(5) 食事介助

ア 朝食、昼食又は夕食の提供
イ 食事の準備、後片付け
ウ 食事摂取の介助
エ その他必要な食事の介助

(6) 入浴介助

ア 入浴又は清拭
イ 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
ウ その他必要な入浴の介助

(7) 排せつ介助

利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行う。

(8) 相談援助

利用者又はその家族に対して日常生活における介護等に関する相談、援助等を行う。

ア 日常生活に関する相談、助言
イ 認知症有病者である利用者の家族に対する相談、助言
ウ 福祉用具の利用方法の相談、助言
エ 住宅改修に関する情報の提供
オ 医療系サービスの利用についての相談、助言

- カ 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- キ 家族や地域との交流支援
- ク その他必要な相談、助言

(介護計画の作成)

- 第8条 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。
- 2 計画作成者担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得る。
 - 3 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付する。
 - 4 介護計画の作成に当たっては、利用者の状況に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、介護計画の作成後は、他の介護従業者及び利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(利用料等)

- 第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額とする。（別表1及び別表2）
- 2 前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用を徴収することができる。
 - (1) 食材料費 850円（日額）
 - (2) 光熱費 250円（ 〃 ）
（個室の照明、空調電気使用量及び水道使用料）
 - (3) 共益費 100円（ 〃 ）
（浄化槽使用料、ゴミ収集費用、火災保険料、新聞料金）
 - (4) 家賃 800円（ 〃 ）
 - (5) 前号に掲げるものの他、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費
 - 3 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
 - 4 利用料の支払いは、月毎に発行する請求書に基づき、現金又は銀行振込みによって指定期日迄に受けるものとする。

(短期利用共同生活介護)

- 第10条 事業所は、共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。
- 2 短期利用共同生活介護の定員は1名とする。
 - 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
 - 4 短期利用共同生活介護の利用にあたっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
 - 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

- 第11条 事業所は、事業の提供開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、この規定の概要、職員勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文

書を交付して説明を行い、当該サービス提供開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(入退居にあたっての留意事項)

第12条 事業所の利用者は、要介護者又は要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象者から除く。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 - 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入所申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難と認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 - 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。
 - 5 短期共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。
 - 6 利用者は、事業所の従業者の指導により居宅生活の継続維持に努め、事業所においてサービスを利用する時は他の利用者との共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
 - 7 利用者は、事業所においてサービスを利用するときは、共同利用スペースの清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとする。
 - 8 利用者は事業所において次の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - (2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 事業所の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。
 - (6) 他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。

(衛生管理等)

第13条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

- 2 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
 - (5) これらを防止するための措置について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。
- 3 事業所内は空調設備等により適温を確保するよう努める。
- 4 管理者は従業員に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じる。

(緊急時等における対応方法)

第14条 指定認知症対応共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への

連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定認知症対応共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
- 4 利用者に対する指定認知症対応共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 5 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(非常災害対策)

- 第15条 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 前項の訓練は、可能な限り消防団や地域住民と連携して行うよう努める。
 - 3 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防団や地域住民との連携方法について周知徹底する。

(協力医療機関等)

- 第16条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。
- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - (2) 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - 3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、町長に届け出るものとする。
 - 4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
 - 5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
 - 6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
 - 7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
 - 8 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(苦情処理)

- 第17条 指定認知症対応共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用

者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、提供した指定認知症対応共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(情報の公表)

第18条 事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日付け老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号、以下「解釈通知」という。）第三の五の4の（4）に基づき、ホームページにおいて公表する。

- 2 前項に定める内容は、解釈通知により定める事項及び事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用及び利用申込に資するものとし、利用者及びその家族（過去に利用者であったもの及びその家族を含む。）のプライバシー（個人を認識しうる情報を含む。）にかかる内容は、これに該当しない。

(個人情報の保護)

第19条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(虐待防止に向けた体制等)

第20条 事業者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- （1）法人では、身体拘束・高齢者虐待防止委員会を設ける。その責任者は特養施設長とし、委員長が業務を代行する。
- （2）身体拘束・高齢者虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針の策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- （3）職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- （4）虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに身体拘束・高齢者虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(身体的拘束に関する事項)

第21条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第22条第2項の運営推進会議に報告する。
- 3 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため次の措置を講ずる。
 - （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

(地域との連携等)

第22条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

(職員の研修)

第23条 事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内に実施
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第24条 事業所は、当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

(ハラスメントの防止)

第25条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画)

第26条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(会計の区分)

第27条 事業所の会計は、本会のその他の事業の会計とを区分するものとする。

- 2 事業所の経理は、本会経理規程の定めるところによる。

(記録の整備等)

第28条 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 第7条の規定による提供した具体的なサービス内容等の記録
- (2) 第21条第2項の規定による身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 第28条第3項の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第17条の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第14条の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(掲示及び広告等)

第29条 事業所は、事業所の見やすい場所に、この規程の概要、職員の勤務体制、利用料の額その他サービスの内容等重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示するものとする。

- 2 事業所は、重要事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができるものとする。
- 3 事業所は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。
- 4 事業所の業務を広告する必要がある場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(その他運営についての留意事項)

第30条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 3 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく市町村に通知する。
- 4 事業所の所在市町村以外の介護保険被保険者又はその家族から事業所のサービスを利用したい旨の申出があった場合には、地域密着型サービスの趣旨並びに事業所の所在市町村の介護保険被保険者に限って利用できるサービスであることを説明し、理解を得る。
- 5 利用者の現員等から利用申込に応じられない場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することが困難と認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者等を紹介その他必要な措置を速やかに講じる。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は御荘福祉施設協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成15年8月26日より施行する。

この規程は、平成16年10月1日より施行する。

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

この規程は、平成21年4月1日より実施する。

この規程は、平成23年4月1日より実施する。

この規程は、平成24年4月1日より実施する。

平成25年5月27日改正（施行期日）この規程は、平成25年4月1日から適用する。

この規程は、平成26年4月1日より実施する。

この規程は、平成27年4月1日より実施する。

この規程は、平成27年6月1日より実施する。

この規程は、平成27年8月1日より実施する。

この規程は、平成29年4月1日より実施する。

この規程は、平成30年4月1日より実施する。

この規程は、平成30年8月1日より実施する。
この規程は、平成31年4月1日より実施する。
この規程は、令和元年10月1日より実施する。
この規程は、令和2年4月1日より実施する。
この規程は、令和3年4月1日より実施する。
この規程は、令和4年4月1日より実施する。
この規程は、令和5年4月1日より実施する。
この規程は、令和6年4月1日より実施する。

(別表1)

利用料その他の費用の額 (法定受領代理サービスの額)

1. 認知症対応型共同生活介護費 (介護予防認知症対応型共同生活介護費)

介護度	1日あたりの額	うち自己負担額		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要介護1	7,530円	753円	1,506円	2,259円
要介護2	7,880円	788円	1,576円	2,364円
要介護3	8,120円	812円	1,624円	2,436円
要介護4	8,280円	828円	1,656円	2,484円
要介護5	8,450円	845円	1,690円	2,535円
要支援2	7,490円	749円	1,498円	2,247円

2. 加算料金

加算名	単位	金額	うち個人負担額		
			1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
若年性認知症利用者受入加算	1日あたり	1,200円	120円	240円	360円
入院時費用	1日あたり	2,460円	246円	492円	738円
看取り介護加算	下記※1-①	720円	72円	144円	216円
	下記※1-②	1,440円	144円	288円	432円
	下記※1-③	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	下記※1-④	12,800円	1,280円	2,560円	3,840円
初期加算	1日あたり	300円	30円	60円	90円
協力医療機関連携加算 (I)	1月あたり	1,000円	100円	200円	300円
協力医療機関連携加算 (II)	1月あたり	400円	40円	80円	120円
医療連携体制加算 (I) イ	1日あたり	570円	57円	114円	171円
医療連携体制加算 (I) ロ	1日あたり	470円	47円	94円	141円
医療連携体制加算 (I) ハ	1日あたり	370円	37円	74円	111円
医療連携体制加算 (II)	1日あたり	50円	5円	10円	15円
退去時情報提供加算	1回あたり	2,500円	250円	500円	750円
退去時相談援助加算	1回あたり	4,000円	400円	800円	1,200円
認知症専門ケア加算 (I)	1日あたり	30円	3円	6円	9円
認知症チームケア推進加算 (I)	1月あたり	1,500円	150円	300円	450円
認知症チームケア推進加算 (II)	1月あたり	1,200円	120円	240円	360円
生活機能向上連携加算 (I)	1月あたり	1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算 (II)	1月あたり	2,000円	200円	400円	600円
栄養管理体制加算	1月あたり	300円	30円	60円	90円
口腔衛生管理体制加算	1月あたり	300円	30円	60円	90円
口腔・栄養スクリーニング加算	1回あたり	200円	20円	40円	60円
科学的介護推進体制加算	1月あたり	400円	40円	80円	120円
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	1月あたり	100円	10円	20円	30円
高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	1月あたり	50円	5円	10円	15円
新興感染症施設療養費	1日あたり	2,400円	240円	480円	720円
生産性向上推進体制加算 (I)	1月あたり	1,000円	100円	200円	300円
生産性向上推進体制加算 (II)	1月あたり	100円	10円	20円	30円
サービス提供体制強化加算 (I)	1日あたり	220円	22円	44円	66円
介護職員等処遇改善加算 (I)	1月あたり	合計総単位数の18.6%	算定金額の1割	算定金額の2割	算定金額の3割

※1. 看取り介護加算の単位

- ① 死亡日以前31日以上45日以下について1日につき
- ② 死亡日以前4日以上30日以下について1日につき
- ③ 死亡日の前日及び前々日について1日につき
- ④ 死亡日について1日につき

※5. 介護予防認知症対応型共同生活介護の場合は「協力医療機関連携加算」、「医療連携加算 (I) (II)」及び「看取り介護加算」の算定なし。

(別表2)

利用料その他の費用の額 (法定受領代理サービスの額)

1. 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費)

介護度	1日あたりの額	うち自己負担額		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要介護1	7,810円	781円	1,562円	2,343円
要介護2	8,170円	817円	1,634円	2,451円
要介護3	8,410円	841円	1,682円	2,523円
要介護4	8,580円	858円	1,716円	2,574円
要介護5	8,740円	874円	1,748円	2,622円
要支援2	7,770円	777円	1,554円	2,331円

2. 加算料金

加算名	単位	金額	うち個人負担額		
			1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日あたり	2,000円	200円	400円	600円
若年性認知症入所者受入加算	1日あたり	1,200円	120円	240円	360円
医療連携体制加算 (I) イ (※1)	1日あたり	570円	57円	114円	171円
医療連携体制加算 (I) ロ (※1)	1日あたり	470円	47円	94円	141円
医療連携体制加算 (I) ハ (※1)	1日あたり	370円	37円	74円	111円
医療連携体制加算 (II) (※1)	1日あたり	50円	5円	10円	15円
生活機能向上連携加算 (I)	1月あたり	1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算 (II)	1月あたり	2,000円	200円	400円	600円
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	1月あたり	100円	10円	20円	30円
高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	1月あたり	50円	5円	10円	15円
新興感染症施設療養費	1日あたり	2,400円	240円	480円	720円
生産性向上推進体制加算 (I)	1月あたり	1,000円	100円	200円	300円
生産性向上推進体制加算 (II)	1月あたり	100円	10円	20円	30円
サービス提供体制強化加算 (I)	1日あたり	220円	22円	44円	66円
介護職員等処遇改善加算 (I)	1月あたり	合計総単位数の18.6%	算定金額の1割	算定金額の2割	算定金額の3割

※1. 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護の場合は、「医療連携加算 (I) (II)」の算定なし。